

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Aqurex ポアーステイン ホワイト ホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆ 登録番号 W01079
製品コード	54115
整理番号	GROUP_01154-1
供給者の会社名称	和信化学工業株式会社
住所	424-0037 静岡県静岡市清水区袖師町1460番地
担当部門	環境分析課
電話番号	054-365-3119
FAX番号	054-365-3182
緊急連絡電話番号	054-365-3119
推奨用途及び使用上の制限	塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性

急性毒性（吸入：蒸気） 区分4
発がん性 区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2（肝臓 血液系 腎臓 脾臓）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（呼吸器）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（血液系）
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

H332 吸入すると有害
H351 発がんのおそれの疑い
H371 肝臓、血液系、腎臓、脾臓の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ

注意書き

安全対策

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
容器を密閉しておくこと。(P233)
涼しい所に置き、日光を避けること。(P235+P410)
他の容器に移し替えないこと。(P234)
粉砕、衝撃、摩擦のような取扱いをしないこと。(P250)
使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。(P251)
保護手袋、保護衣を着用すること。(P280)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)

応急措置

口をすすぐこと。(P330)
飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)

	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
	吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P304+P312)
	呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。(P342+P311)
	症状変化が現れた場合には、直ちに医師の手当てを受けること。
保管	施錠して保管すること。(P405)
	直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて、換気の良い場所で保管すること。(P403)
	適切な温度を超えない温度で保管すること。(P411)
廃棄	内容物及び容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。
	使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
変性アクリル樹脂	7 ~ 11 %	—	—	—	—
酸化チタン (IV)	10 ~ 20 %	TiO ₂	(1)-558, (5))-5225	既存	13463-67-7
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル	0.1 ~ 1.0 %	C ₆ H ₁₄ O ₂	(2)-407, (2))-2424, (7) -97	既存	111-76-2
テキサノール	0.1 ~ 1.0 %	C ₁₂ H ₂₄ O ₃	—	—	25265-77-4
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	1 ~ 10 %	C ₅ H ₁₂ O ₂	(2)-410	既存	109-59-1
プロピレングリコール	1 ~ 10 %	C ₃ H ₈ O ₂	(2)-234	既存	57-55-6
水	60 ~ 70 %	H ₂ O	—	—	7732-18-5
鉱油	< 0.1 %	—	—	—	64741-88-4

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（法令指定番号：79）
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル（法令指定番号：76）
酸化チタン（IV）（法令指定番号：191）

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
異常を感じたり、気分が悪くなった場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移動すること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

症状変化が現れた場合には、直ちに医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
外観に変化が見られたり痛みがある場合は、速やかに医師の手当てを受ける。

眼に入った場合	直ちに清浄な水で数分間洗浄する。 コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。 洗眼の際、まぶたを指で良く開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。 眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。 異物感が眼に残るようであれば、速やかに眼科医の手当てを受けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 意識がない場合、口から絶対に何も与えないこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 保温して速やかに医師の手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般の泡消火剤。 棒状注水。 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	このもの自体には可燃性はないが、水分が蒸発した後は可燃する。 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。 このもの自体には可燃性はないが、水分が蒸発した後の乾燥物は可燃性である。燃焼の際は、火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護 具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。
封じ込め及び浄化の方法及び 機材	危険でなければ漏れを止める。 除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で覆い更にプラスチックシートで飛散を防止し、雨に濡らさない。 乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って容器に移す。 物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	使用時には飲食しない。
-----	-------------

技術的対策	<p>皮膚との接触を避ける。 眼との接触を避ける。 眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い、医師の診断を受ける。 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護手袋、保護眼鏡等の保護具を着用すること。 蒸気やミストを吸入する可能性がある場合は、呼吸器具等の保護具を着用し、通気の良い場所で作業すること。</p> <p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 吸入、皮膚への接触を防ぎ、又は目に入らないように適切な保護具を着用する。</p>
安全取扱注意事項	<p>取り扱い後は手洗い、洗眼を充分に行う。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 容器は丁寧に取扱い、衝撃を与える、転倒させる、引きずる等の扱いをしてはならない。 ガスの吸入を避けること。 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。 飲み込みを避けること。 皮膚との接触を避けること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 環境への放出を避けること。</p>
接触回避	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 乾燥した涼しい換気のよい場所で、容器の栓をしっかりと閉めて保管する。 法令等により規定された基準に従って保管する。</p>
衛生対策	<p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。</p>
保管	<p>日光から遮断すること。 換気のよい場所で容器を密閉し保管すること。 床面等は万一漏洩があっても公共用水域および地下に浸透しないよう防止する。</p>
安全な保管条件	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 保管場所には、危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 皮張り防止のため容器を密閉して保管する。 酸化剤から離して保管する。 凍結、直射日光を避け、5℃から35℃の屋内で保管すること。 施錠して保管すること。</p>
安全な容器包装材料	<p>消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。 水含有製品の為、ポリ容器、内面ポリマーコーティングした容器等。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化チタン (IV)	—	0.3mg/m ³ ; 【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL —
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル	25ppm	【最大許容濃度】20ppm(97mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm, STEL —
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	—	—	TWA 25 ppm, STEL — (Skin)

設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する

こと。

取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。

保護具

呼吸器の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼の保護具

保護眼鏡、安全ゴーグル、保護面

皮膚及び身体の保護具

化学薬品が浸透しない材質のエプロン等の着用、帯電防止性能を有する長袖等の衣類および安全靴を着用することが望ましい。
長期間にわたり取り扱う場合には、長袖作業服等を着用する。汚れた衣類は完全に洗浄して再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態	液体
形状	液体
色	製品名中に表示
臭い	微アクリル臭
臭いのしきい(閾)値	データなし
pH	7 ~ 9
融点・凝固点	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	引火せず
蒸発速度	データなし
燃焼性(固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重(密度)	1.14
溶解度	水に可溶
n-オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	データなし
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	常温、常圧で安定。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	高温及び凍結。 低温(氷点下)で保管した場合、ディスパーションの分散状態が壊れる可能性がある。 200℃以上に加熱したり、還元状態での使用を避けること。 人体に持続的に触れることを前提とした用途には使用しないこと。
混触危険物質	強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、アミン類、過酸化物。
危険有害な分解生成物	通常の実験条件下では危険な反応はしないが、長期保管後、ごく少量の一酸化炭素が発生する可能性がある。 アミン類、二酸化炭素、窒素酸化物。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

ATEmixの計算結果が13976mg/kgのため区分外に該当するが、毒性未知成

経皮	分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。 ATEmixの計算結果が4766mg/kgのため区分5に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
吸入	GHS定義による気体ではない。 ATEmix(蒸気)の計算結果が3792ppmのため、区分4に該当。 ATEmix(ミスト)の計算結果が437mg/lのため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できないとした。
皮膚感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上であること、また、ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、分類できないとした。
発がん性	酸化チタン(IV)が $\geq 1\%$ のため、区分2に該当。
生殖毒性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	2-イソプロポキシエタノールが $\geq 1\%$ のため、区分2(肝臓)に該当。 2-イソプロポキシエタノールが $\geq 1\%$ のため、区分2(血液系)に該当。 2-イソプロポキシエタノールが $\geq 1\%$ のため、区分2(腎臓)に該当。 2-イソプロポキシエタノールが $\geq 1\%$ のため、区分2(脾臓)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	2-イソプロポキシエタノールが $\geq 1\%$ のため、区分2(血液系)に該当。 酸化チタン(IV)が $\geq 10\%$ のため、区分1(呼吸器)に該当。
吸引性呼吸器有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)	方式1=区分外、方式2=区分外、方式3=区分外より区分外に該当するが、毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性(長期間)	方式1=分類できない、方式2=分類できない、方式3=区分外より区分外に該当するが、毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できないとした。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Proper Shipping Name	該当しない
Class	該当しない
Packing Group	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL	Not applicable

73/78, Annex II, and the IBC code.	
航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Proper Shipping Name	該当しない
Class	該当しない
Packing Group	該当しない
国内規制	消防法、安衛法、船舶安全法等法令に該当する場合は、その定めるところに従う。
陸上規制	容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損層がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
品名	該当しない
国連分類	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
品名	該当しない
国連分類	該当しない
等級	該当しない
特別の安全対策	食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。 包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様に被覆シートをかけて輸送する。 該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。
緊急時応急措置指針番号	171

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
消防法	非危険物
海洋汚染防止法	油性混合物（施行規則第2条の2） 有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81）） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	（特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）

16. その他の情報

参考文献	・厚生労働省「職場の安全サイト」 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 公表データ ・一般社団法人 日本塗料工業会編集「SDS・ラベル作成ガイドブック」
その他	本データシートは、作成時又は改訂時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報（危険有害性情報・取り扱い情報等）を収集し作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではありません。今後、法律・規則等の改正や新たな知見が得られた際には改訂することがあります。

す。また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、または当社が認めた仕様以外の特殊な条件での使用は避けて下さい。